

効果検証センターの一年を振り返って

矯正研修所効果検証センター

はじめに

矯正研修所効果検証センター（以下「効果検証センター」とします）は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二八年法律第一〇四号）及び再犯防止推進計画（平成二九年一二月一五日閣議決定）において、再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な在り方等に関する調査研究の推進が明記されるなど、矯正における効果検証の重要性が高まる中、平成三一年四月に矯正研修所に新設されました。矯正における体系的な効果検証は、平成二二

年以降、府中刑務所、多摩少年院、関東医療少年院及び八王子少年鑑別所に設置されていた効果検証専従班において重点的に実施されてきました。効果検証センターはこれらの効果検証専従班の人員、業務を引き継ぐとともに、「従来の枠組みにとられない組織横断的な効果検証の推進」（平成三一年三月二八日付け矯正局長通知「矯正研修所効果検証センターの新設及び効果検証等の推進について」）を実現すべく、昨春の設置以降、矯正局、矯正管区及び各矯正施設の御指導、御協力の下、処遇・教育プログラムやアセスメントツールの開発、維持管理及び

効果検証、効果検証センター拡大研修会・巡回研修等の業務に取り組んできました。本稿では、こうした令和元年度の効果検証センターの活動の概要について紹介いたします（図）。

一 令和元年度に実施した効果検証等について

令和元年度に効果検証センターにおいて実施した処遇・教育プログラム及びアセスメントツールの開発、維持管理及び効果検証（効果検証等）は合計二三題であり、矯正局担当課室別の内訳では更生支援室一題、成人矯正課一四題、少年矯正課八題となっています。それぞれの課題の結果については、令和元年度末に報告書又は資料を作成し、矯正局担当課室の長に提出していますが、このうち九題について概要を紹介します。

（一）成人矯正に関する課題

① 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の開発

刑事施設におけるアセスメント機能の強化を図ることを目的に、平成二四年度から開発を進めている受刑

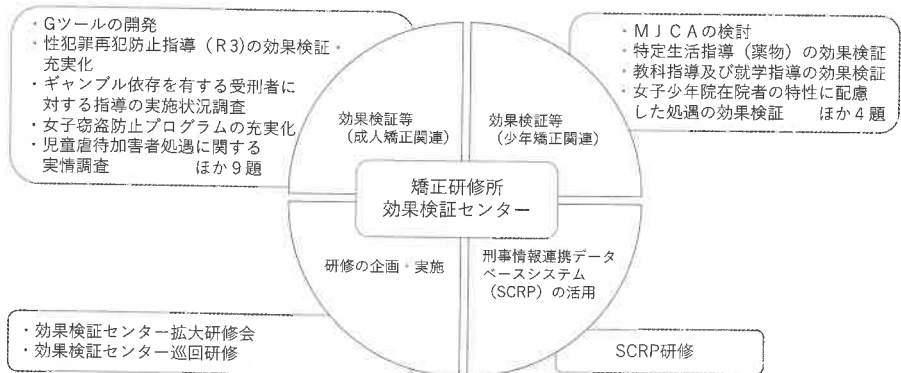


図 効果検証センターの活動の概要（令和元年度）

者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）について、動的リスク要因を加えた再犯予測モデルの検討等を行いました。

平成二九年に運用が開始された現在のGツールは、過去の受刑回数や犯罪の内容など、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後二年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するもので、その結果は、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラムの対象者選定の際の基礎資料として活用されています。令和元年度は、平成二七～二八年に行った出所前調査の対象者に関する再犯動向を分析することにより、再犯予測モデルに反社会的な態度や自己統制スキルといった矯正処遇上の必要性を把握する要因（処遇によって変化し得る動的リスク要因）を盛り込むことの検討を行うなど、Gツール改訂版（仮称）の開発に向けた各種作業を実施しました。

② 性犯罪再犯防止指導（R3）の効果検証・充実化

性犯罪再犯防止指導（R3）の効果検証として、R3の再犯抑止効果に係る調査・分析を行い、その結

プログラムの試行状況を含めた包括的な情報収集、令和三年度以降のR3個別プログラムの在り方の検討等を行いました。

③ ギャンブル依存を有する受刑者に対する指導の実施状況調査

平成三一年四月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画において、「ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実情を全国の刑事施設で共有すること」が昨年度における目標として掲げられました。これを受け、一般改善指導としてギャンブル依存を有する受刑者に対する指導を実施している刑事施設のうち七庁を対象に同指導の内容について調査しました。調査対象となった施設における当該調査の概要については、各施設に提供されていますので、当該指導の導入や実施の検討に御活用ください。

④ 女子窃盗防止プログラムの充実化

女子刑務所における窃盗防止指導は、女子受刑者を対象とする一般改善指導の標準的なプログラムの一つ

果が、本年三月に法務省ホームページ上で公表されました。今回の効果検証では、全分析対象者、中密度判定者、強姦（罪名は受刑時。以下同じ）事犯者においてR3による再犯抑止効果が認められ、プログラムの適切な運用や指導者育成といったこれまでの取組の成果が確認されました。一方で、高密度判定者（全体）、強制わいせつ及び迷惑行為防止条例違反事犯者に対する再犯抑止効果は今回の効果検証においては確認できず、これらの者に対する指導の在り方が今後の検討課題として残されました。なお、高密度判定者については、犯罪傾向の進んでいない者や精神医療上の配慮を特に必要としない者については、指導の効果が認められたことから、再犯リスクや問題性が特に大きい者に対する指導を中心に検討が必要なが示唆されました。

また、プログラムの充実化を目的として、指導の効果的な在り方の検討、指導者の知識・技能の向上に資する学術的知見等の蓄積・整理や指導者への情報提供を実施しました。具体的には、R3指導者からの実情の聞き取りや、執務参考資料の作成のほか、R3個別です。本課題においては、本プログラムの円滑な実施及び充実化に資するため、本プログラム実施施設の指導者等にヒアリングし、実施上の疑問点や課題等を調査することとしました。

令和元年度は本プログラムの実施施設のうち四庁にヒアリング調査を行いました。

⑤ 児童虐待加害者処遇に関する実情調査

本課題では、日本国内の児童虐待加害者向けプログラム（児童虐待プログラム）等の資料収集並びにGツール開発時の受刑者データ及び公的統計の調査を行いました。児童虐待プログラムについては、児童相談所で行動療法的ペアレント・トレーニング、認知行動療法を用いた治療的プログラム等多様な実践が見られました。児童相談所以外では、父親向けに開発された暴力防止プログラムやDV加害者向けプログラムを児童虐待加害者に援用している例もありました。

限定的なデータではありますが、受刑者データの調査からは、児童虐待事件を起こした受刑者の受刑者全体に占める割合が男女共にかなり小さいことが分かり

ました。

公的統計の調査では、児童相談所対応件数と警察検挙件数を比較しました。児童相談所対応件数では心理的虐待が全事案の五割強であるのに対して、警察検挙件数では身体的虐待が八割を占め、児童相談所と警察で対応又は検挙した児童虐待の内訳が大きく異なります。この結果から、上記のようなプログラムの受刑者への適用を検討する際は、社会内と刑務所内の児童虐待加害者の質の違いを考慮することが必要と言えます。

(二) 少年矯正に関する課題

⑥ 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の検討

少年施設では、鑑別対象者の再非行可能性及び教育上の必要性を把握するためのツールとして、平成二五年八月から法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)を運用しています。MJCAの特徴の一つに、処遇を受けた後(または処遇を受けている途中)の状況を把握するための「再評定」という枠組みがあり、特に少年院在院者について積極的に実施されてい

ます。現段階の再評定は、出院後の予後を直接的に予測するのではなく、審判鑑別時との比較が主な用途とされています。

本課題では、少年院在院者に対する再評定の活用可能性を広げるべく、各種統計分析を進めています。矯正局が平成三〇年度に実施した再評定調査等のデータ(処遇段階がおおむね一級に達した時点での再評定)につき、効果検証センターにおいて分析したところ、性別や年齢にかかわらず、審判鑑別時から再評定時にかけてMJCA動的領域得点は総じて低下しており、矯正教育を経て教育上の必要性はおおむね低減している可能性が示されました。

今後は、同対象者の出院後の再非行状況等を調査し、「少年院における再評定結果」と「出院後の再非行等」の統計的関連性を検討する予定です。

⑦ 特定生活指導(薬物非行防止指導)の効果検証

特定生活指導(薬物非行防止指導)の重点指導を受講することによる少年院在院期間中の変化及び出院後の少年鑑別所への再入所率に係る影響を明らかにする

ことを目的として、受講前、受講後、出院前の三時点の薬物調査及び重点指導受講者等の少年鑑別所への再入所状況調査を実施しました。

受講前後及び出院前の薬物調査の結果を比較したところ、男女ともに、重点指導の受講後に、薬物離脱に対する動機付けが高まるなど、重点指導を通じて多くの尺度得点が望ましい方向へと変化していました。

出院後の少年鑑別所への再入所について、重点指導の受講群と非受講群を比較したところ、男子については、受講群の方が非受講群よりも出院後一八〇日時点での少年鑑別所への再入所率が低いことが確認できました。一方、出院後三六五日時点では、両者の差は確認できませんでした。なお、女子については、分析に必要なデータが十分に収集できなかったものの、受講群の再入所率が男子の受講群に比較してかなり低いことが分かりました。

薬物離脱に係る治療プログラムに関するこれまでの国内外の研究では、その有効性ととも、効果の持続期間が限定的であることが示されています。本課題でもそれを裏付ける結果が得られ、在院中の指導の効果

とともに出院後の早い時期にダルク等の関係機関へつなぐことの重要性が確認されました。

⑧ 教科指導及び就学指導の効果検証(高認コースの設置効果)

高等学校卒業程度認定試験重点指導コース(高認コース)については一三庁(令和元年度)の少年院で実施されています。本課題では、高認コース設置による効果を明らかにするため、全国の少年院在院者に対するアンケート調査と平成二九年度から令和元年度までの高校卒業程度認定試験の出願・合格状況のデータを収集し、主に高認コースの設置と高認試験の受験意志及び合格率の関係について分析しました。

分析の結果、高認コース設置庁の在院者及び高認コースの受講者は、非設置庁の在院者及び高認コース非受講者に比べて在院中に出席に至る割合が高いことが確認されました。また、合格率に関する分析では、高認コースを新設した庁では設置後に数学と英語の合格率が向上していること、さらに、高認コース設置庁は非設置庁と比較して数学と英語の合格率が高いこと

が明らかになりました。

- ⑨ 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇の効果検証
女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムは、生育歴上の問題や、自尊心の低さ、自己表現力の乏しさといった女子少年の特性に配慮し、社会生活に適応していくための支援を行うことを目的としたプログラムです。

本課題では、在院者及び職員に対するアンケート調査や、在院者に対する自己記入式の質問紙調査を実施し、プログラムに対する受け止め、プログラムの受講による問題性の変化等について、それぞれ検証を行っています。

令和元年度は、プログラムや効果検証の実施体制を検討することを目的として、基本プログラム実施上の課題や指導の上で効果的であった取組について、各施設に対しアンケート調査を実施しました。調査の結果からは、基本プログラムの効果を浸透させるために、各施設がその実情に合わせて独自に工夫を行っており、総じて基本プログラムが順調に実施されているこ

とが示唆されました。今後も、より効果的なプログラムを実施していくための検証業務に取り組みつつ、引き続きデータを収集し分析を進めていく予定です。

三 令和元年度に実施した研修について

効果検証業務を通じて得た再犯防止に関する知見、技術等を現場施設の実務に還元し、職員の職務能力向上に貢献するため、効果検証センターでは、効果検証センター拡大研修会（拡大研修会）及び効果検証センター巡回研修を実施しています。令和元年度における拡大研修会の実施状況は、表のとおりですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、企画した一回のうち一回を中止としたほか、一回をテレビ遠隔通信システムによる受講に限定して実施しました。

テレビ遠隔通信システムによる受講は、拡大研修会を実施した一〇回のうちPCを利用した統計ソフトの演習、参加者によるグループワークの実習など、同システムによる参加になじまないものを除く四回で実施しました。また、矯正研修所支所でも二回開催し、いずれも受講者、参加者から好評を頂きました。

■ おわりに

紙幅の都合上、本稿で紹介できたのは効果検証センターの活動の一部にすぎませんが、今回取り上げられなかった効果検証等の取組から得られた知見や拡大研修会の内容等については、今後、巡回研修や矯正研修所情報コーネット掲示板への掲載等を通じて現場施設の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

本誌の昨年九月号で効果検証センターの新設に関する紹介記事が掲載された際に、効果検証センターでの効果検証等が目指すものとして、①現場施設の実務に直結する分かりやすさ、使いやすさ、②社会への説明責任を果たし、学術的な検討にも耐える正確さ、専門性の高さ、の両立を掲げました。これが簡単な目標でないことは昨年度の活動を通じて実感しているところですが、本年度も、現場施設の実情に即した「役に立つ」効果検証や研修会の実施、積極的かつ幅広い情報発信等を意識しながら活動していきたくと考えておりますので、引き続き、効果検証センターの業務に御関心を持っていただき、調査等の際には、御理解、御協力を頂きますようお願いいたします。

表 拡大研修会実施状況（令和元年度）

開催日	研修テーマ	参加者数（直接参加）	テレビ遠隔通信システムによる受講施設数（※）
9月3日～4日	効果検証を体験する統計講座	29名	—
9月27日	見立てに生かすアタッチメントの視点	30名	—
10月11日	発達障害と愛着障害の理解と支援—知能検査の結果から見立てる—	42名	31庁（刑5院6鑑18管区2）
11月18日	認知行動療法（ケースフォーミュレーションの実際）	35名	24庁（刑11院4鑑9）
12月5日	グループ・セラピーの基礎と実践	13名	—
12月19日	処遇に生かす動機付け面接法	21名	—
1月10日	発達障害と愛着障害の理解と支援—知能検査の結果を活用する—	31名	36庁（刑15院7鑑11管区3）
1月30日～31日	ブリーフセラピー 解決志向の基本スキルの獲得	31名	—
2月7日	司法面接の実際	24名	—
2月26日	家族療法	直接参加は中止	22庁（刑7院5鑑9管区1）

※ 接続可能な施設数は最大19庁であり、申込みがこれを超過した場合には複数施設での合同受講に御協力いただきました。